

平成29年度 市民税・県民税の課税について

1. 計算方法



2. 平成29年1月1日現在宇部市に住所を有する人に課税されます。

3. 非課税

次に該当する人は、市民税・県民税が課税されません。

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

(2) 障害者、未成年者、寡婦(夫)のいずれかに該当する人で前年中の合計所得金額が125万円以下の人

4. 均等割の非課税

前年の合計所得金額が、次の金額以下の人に対しては、均等割が課税されません。

(ア) 扶養親族がある場合

$$32万円 \times (\text{扶養人数} + 1) + 19万円$$

(イ) 扶養親族がない場合

$$32万円$$

5. 所得割の非課税

前年の総所得金額等の合計額が、次の金額以下の人に対しては、所得割が課税されません。

$$35万円 \times (\text{扶養人数} + 1) + 32万円$$

(イ) 扶養親族がない場合

$$35万円$$

6. 所得控除額

裏面の所得控除額の表を御参照ください。

7. 市民税 6%

県民税 4%

8. 均等割額

市民税 3,500円 県民税 2,000円

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施するための施策に必要を財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が制定されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの10年間均等割が増額になります。

9. 調整控除

所得税との控除額の差による税負担の増加を調整するための減額措置

・合計課税所得金額が200万円以下の場合

①と②のいずれか小さい額の5% (市民税3% 県民税2%) 相当額

① 下表のうち適用がある控除の金額欄に掲げる金額の合計額

② 合計課税所得金額

・合計課税所得金額が200万円超の場合

①から②を差し引いた額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (市民税3% 県民税2%) 相当額

① 下表のうち適用がある控除の金額欄に掲げる金額の合計額

② 合計課税所得金額から200万円を差し引いた額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者控除	1万円	一般	5万円
同居特別	10万円	特定	18万円
一般	22万円	同居老親	10万円
配偶者控除	1万円	同居老親	13万円
特別控除	5万円	勤労学生控除	1万円
寡夫控除	1万円	基礎控除	5万円

※個人番号については、真正性を確認できた方は下4桁のみ表示しています。

市民税	調整控除	税額控除	税額控除	税額控除	税額控除
市民税	調整控除	税額控除	税額控除	税額控除	税額控除

10. 税額控除(配当控除)

配当控除額=配当所得×下記の率

種類	課税所得金額	
	1,000万円以下	1,000万円超の部分
利	市民税 1.6%	市民税 1.2%
証券投資	0.8%	0.6%
信託	0.4%	0.3%

11. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

12. 税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税にて平成21年から33年の入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、①から②を控除した額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には当該金額)に③の割合を乗じた額

ただし、居住年が平成26年4月から平成33年末までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

※居住年が平成31年6月末までとされていた住宅借入金等特別税額控除について、消費税10%への引き上げ時期の要に伴い、その適用期限を1年6カ月延長し、平成33年末までの適用となりました。

① 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額

② 前年分の所得税額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

③ 市民税 3/5 県民税 2/5

なお、住宅借入金等特別税額控除額は、給与所得等に係る市民税・県民税、特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の摘要欄に記載しています。

13. 税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2万円を超える場合には、この超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

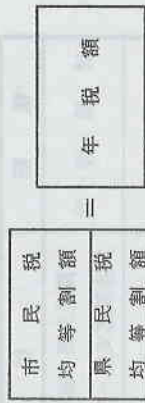
2 住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3 宇部市が条例で指定した寄附金(ただし、宇部市内に事業所または事業所を有する法人または団体に対する寄附金に限る)

例: 指定寄附金(国立大学法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構等への寄附金)、独立行政法人への寄附金等

※詳細は宇部市ホームページをご覧ください。

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)となります。なお「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、この控除額に加え、所得税における控除額に相当する「申告特別控除額」が加算されます。



課税総所得金額から人的控除差を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満	90%

(課税山林所得及び課税退職所得金額あり)
地方税法に定める割合

○ 所得控除額

種 類	控 除 額	種 類	控 除 額
雑 損 控 除	実質損失額－総所得金額等の合計額の10% 災害関連支出－5万円 いずれが多い額	勤 労 学 生 控 除	26万円
医 療 費 控 除	医療費の実質負担額 〔 総所得金額等の合計額の5%又は 10万円のいずれか少ない額 〕	配 偶 者 控 除	(1)一般の控除対象配偶者は33万円 (2)老人控除対象配偶者は38万円
社会保険料控除	支払った健康保険料等の金額	配 偶 者 の 所 得	33万円
小規模企業共済等掛金控除	支払った第1種共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金の金額	38万円超45万円未満	33万円
	一般の生命保険料及び個人年金保険料をそれぞれ次の式で計算し合計します。合計の限度額は70,000円です。 ・新契約（一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料）	45万円以上50万円未満	31万円
生命保険料控除	(1)12,000円以下のとき 支払保険料の金額 (2)12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2 + 6,000円 (3)32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4 + 14,000円 (4)56,000円を超えるとき 28,000円 ・旧契約 (1)15,000円以下のとき 支払保険料の金額 (2)15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2 + 7,500円 (3)40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4 + 17,500円 (4)70,000円を超えるとき 35,000円	50万円以上55万円未満	26万円
	地震保険料契約に係るもの	55万円以上60万円未満	21万円
地震保険料控除	(1)50,000円以下のとき 支払保険料×1/2 (2)50,000円を超えるとき 25,000円 旧長期損害保険契約に係るもの (1)5,000円以下のとき 支払保険料の金額 (2)5,000円を超え15,000円まで 支払保険料×1/2 + 2,500円 (3)15,000円を超えるとき 10,000円 地震・旧長期の両方ある場合は最高25,000円	60万円以上65万円未満	16万円
障害者控除	1人につき26万円（特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円）	65万円以上70万円未満	11万円
寡婦控除	26万円（特別の寡婦は30万円）	70万円以上75万円未満	6万円
寡夫控除	26万円	75万円以上76万円未満	3万円
		76万円以上	0円
		扶 養 控 除	(1)一般の扶養親族1人につき33万円 (2)特定扶養親族1人につき45万円 (3)老人扶養親族 ・同居老親等である老人扶養親族1人につき45万円 ・同居老親等以外の老人扶養親族1人につき38万円
		基 礎 控 除	33万円
		参 考 事 項	老人扶養 昭和22年1月1日以前に生まれた人 未成年者 平成9年1月3日以降に生まれた人 特定扶養 平成6年1月2日から平成10年1月1日までに生まれた人 年少扶養 平成13年1月2日以降に生まれた人